

応援団のぼりの貸出に関する要領

(趣旨)

第1条 チャーガンジューおきなわ応援団の活動の推進を図るため、のぼりの貸出について必要な事項を定めるものである。

(貸出の対象)

第2条 のぼりの貸付けを受けることができるものは、チャーガンジューおきなわ応援団に登録されている団体とする。

(貸出期間等)

第3条 貸出期間は、2ヶ月とする。

2 前項の貸付期間は、満了する日の10日前までに、団体から申し出があったときは、さらに2ヶ月継続することができる。

3 貸付期間の更新は1年に2回までとする。

(貸出の申請)

第4条 のぼりの貸出を受けようとするものは、使用を開始する日の2週間前までに申請書(別記第1号様式)を本庁に提出しなければならない。

2 貸出の可否は、貸出日の5日前までに借用申請者に連絡することとする。

(受取返却)

第5条 借受者は、原則として、本庁または最寄の保健所に来所の上、受取、返却することとする。来所できない場合、運搬に要する費用は借受者負担とする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、善良な管理者の注意義務をもつてのぼりを維持管理しなければならない。

(損害賠償)

第7条 借受者が、故意または過失によつてのぼりをき損または滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 のぼりの使用または運搬中に起きた事故等について、県は、一切その責めを負わない。

(貸出の制限)

第8条 借用者はのぼりを複製、転貸してはならない。

附 則

この要領は、平成24年7月23日から施行する